（登録等に関する経過措置）

第二条　前条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前にされたこの法律による改正前の肥料取締法（以下「旧法」という。）第六条第一項（旧法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の登録の申請又は肥料取締法第十二条第二項（旧法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の登録の有効期間の更新の申請であって、同号に掲げる規定の施行の際、登録又は登録の有効期間の更新をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

第三条　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（附則第七条において「第一号施行日」という。）前にされた旧法第六条第一項の登録又は仮登録の申請であって、同号に掲げる規定の施行の際、登録又は仮登録をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、この法律による改正後の肥料の品質の確保等に関する法律（以下「新法」という。）第八条、第三十二条及び第三十三条の五第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（届出に関する経過措置等）

第四条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧法第二条第二項に規定する特殊肥料又は旧法第四条第一項ただし書に規定する指定配合肥料の生産又は輸入の事業を開始した者が、施行日前に旧法第十六条の二第一項若しくは第二項又は第二十二条第一項の規定によりした届出は、新法第十六条の二第一項若しくは第二項又は第二十二条第一項の規定によりした届出とみなす。

2　施行日以後に、新法第二条第二項に規定する特殊肥料若しくは新法第五条に規定する指定混合肥料の生産若しくは輸入又は新法第三十三条の二第一項の規定による登録若しくは仮登録を受けた普通肥料の輸入の事業を開始しようとする者は、施行日前においても、新法第十六条の二第一項若しくは第二項、第二十二条第一項又は第三十三条の四第一項の規定の例により、農林水産大臣又は都道府県知事に届け出ることができる。

3　前項の規定による届出について虚偽の届出をした者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

5　第二項の規定による届出がされた場合における新法第三十七条第一号の規定の適用については、当該届出の時に、新法第十六条の二第一項若しくは第二項、第二十二条第一項又は第三十三条の四第一項の規定による届出がされたものとみなす。

（保証票に関する経過措置）

第五条　旧法第四条第一項ただし書に規定する指定配合肥料に使用される容器又は包装であって、この法律の施行の際現に旧法に適合する生産業者保証票、輸入業者保証票又は販売業者保証票が付されているものが、施行日から起算して一年以内に新法第四条第二項第二号に掲げる肥料（施行日前に旧法第十六条の二第一項又は第二項の規定による届出がされたものに限る。）の容器又は包装として使用されたときは、新法に適合する生産業者保証票、輸入業者保証票又は販売業者保証票が付されているものとみなす。

（帳簿に関する経過措置）

第六条　新法第二十七条第一項及び第二項並びに第三十三条の二第四項の規定は、第二号施行日以後に輸入し、購入し、又は販売する肥料について適用し、第二号施行日前に輸入し、購入し、又は販売した肥料については、なお従前の例による。

（審査請求に関する経過措置）

第七条　旧法の規定に基づく行政庁の処分又は不作為についての審査請求であって、第一号施行日前にされた行政庁の処分又は第一号施行日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第八条　この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為及び附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十条　政府は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第十一条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同項第一号中「及び第二項」を「及び第三項」に改め、同項第三号イ中「若しくは同項の規定に基づく命令又は第二十一条」を削る。

（農薬取締法等の一部改正）

第十二条　次に掲げる法律の規定中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

一　農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項

二　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第五十五条第三号

三　地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）第十一条第一項

四　独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）第十条第二項第四号

五　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第二十二条（見出しを含む。）

六　食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第二十四条第一項第三号

七　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十三号）附則第三条

（調整規定）

第十三条　施行日が農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）の施行の日前である場合には、前条第四号中「第十条第二項第四号」とあるのは、「第十条第二項第三号」とする。

（登録免許税法の一部改正）

第十四条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第八十八号(一)中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同号(二)中「肥料取締法第四条第三項」を「肥料の品質の確保等に関する法律第四条第四項」に改め、同号(三)及び(四)中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
環境大臣　小泉進次郎